



新労発基 0621 第 2 号  
令和 3 年 6 月 21 日

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 殿

新潟労働局長



## 労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

平素から労働行政の推進について、格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県内における労働災害防止については、平成 30 年度を初年度とし、来年度を目標年度とした「第 13 次労働災害防止推進計画」に基づき、災害の減少に向け各種の取組を進めているところですが、本年 5 月末現在の死傷災害(死亡及び休業 4 日以上)の労働災害者数は 1,125 人(速報値)となっており、前年同期比 390 人(+53.1%)の増加となっています。この増加率は、全国ワースト 2 位であり、非常に憂慮すべき状況となっていることから、関係団体の皆様に労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をさせていただくことといたしました。

本年の発生状況をみますと、死亡災害(6 人)は墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、交通事故と多様ですが、うち半数は掃除等の臨時や非定常の作業時での発生となっています。また、休業災害では、新型コロナウイルスの感染によるもののほか、転倒によるものが最も多く、被災者の高齢化率も上がっています。さらに、新潟地方気象台の今後の 3 か月予報から、熱中症による災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、今月は 7 月 1 日から始まる全国安全週間の準備期間であり、貴団体及び所属の傘下会員事業場におかれては、それぞれお取組をいただいていると思いますが、本年の新潟県内の労働災害発生状況を踏まえ、下記に示す取組の徹底を図ることにより、一層の労働災害防止に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

### 記

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況、掃除等の非定常作業や臨時の作業を行う場合の安全確保の状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等に、その職務を確実に遂行させ、事業場の安全衛生管理体制を充実すること。
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 本年の労働災害発生動向等を踏まえ、以下の労働災害防止対策を重点的に取組むこと。
  - (1) 職場における新型コロナウイルス等感染症予防対策

- (2) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目の解消等の転倒災害防止対策
- (3) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施による高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- (4) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等の交通労働災害防止対策
- (5) WBGT 値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理等の熱中症予防対策

# 令和3年業種別・署別労働災害発生状況(休業4日以上)

新潟労働局  
(令和3年5月末)

業種別	署別	新潟	長岡	上越	三条	新発田	新津	小出	十日町	佐渡	合計	前年同期	対前年同期増減数	増減率(%)
製造業		49	48	19	71	61	14	19	7		288	204	+84	+41.2
食料品		16	14	3	1	30	3	11	3		81	58	+23	+39.7
繊維工業					2		1	1			4	3	+1	+33.3
衣服・繊維製品		1			2	2			1		6	1	+5	+500.0
木材・木製品		1		1	2	4					8	7	+1	+14.3
家具・装備品				1	2	1					4	5	-1	-20.0
パルプ・紙・紙加工品		2	3		2			1			8	3	+5	+166.7
印刷・製本業		2			4	1					7	3	+4	+133.3
化学工業		3	2	2	3	1	2				13	10	+3	+30.0
窯業・土石製品		5	3	2	2	5	1	3			21	9	+12	+133.3
鉄鋼業		1	5		5						11	6	+5	+83.3
非鉄金属			1	3					1		5	3	+2	+66.7
金属製品		7	1	1	37	6	3				55	45	+10	+22.2
一般機械器具		4	7		6	1	1	1			20	17	+3	+17.6
電気機械器具		1	5	2	1	3	2	1	1		16	4	+12	+300.0
輸送用機械等		1	2		1	4	1				9	6	+3	+50.0
電気・ガス・水道		1	1			1					3		+3	
その他の製造		4	4	4	1	2		1	1		17	24	-7	-29.2
飲業			1	1		1					3	1	+2	+200.0
うち土石採取業			1	1		1					3	1	+2	+200.0
建設業		39	23	22	15	24	8	4	17	2	154	104	+50	+48.1
土木工事業		7	6	10	6	6	6		5		46	22	+24	+109.1
建築工事業		24	14	7	5	16	2	3	5	1	77	65	+12	+18.5
うち木建工事業		8	5	1	3	8	1	3	2		31	24	+7	+29.2
その他の建設業		8	3	5	4	2		1	7	1	31	17	+14	+82.4
運輸交通業		42	23	11	9	12	8	9	1	2	117	88	+29	+33.0
うち道路貨物運送業		38	23	8	8	10	7		1	2	97	77	+20	+26.0
貨物取扱業		2				2					4	3	+1	+33.3
うち港湾運送業		1				2					3	2	+1	+50.0
農林業		2	3	1	1	2	2	1			12	8	+4	+50.0
うち林業			2		1	1	1				5	4	+1	+25.0
畜産・水産業			1			11				3	15	11	+4	+36.4
うち漁業						1				3	4	1	+3	+300.0
その他の事業		168	75	55	46	68	26	59	27	8	532	316	+216	+68.4
小売業		62	22	16	16	18	10	9	6	3	162	77	+85	+110.4
社会福祉施設		34	11	10	12	18	3	8	15	2	113	56	+57	+101.8
飲食店		12	3	4	1	1	3	2	2		28	20	+8	+40.0
総計		302	174	109	142	181	58	92	52	15	1,125	735	+390	+53.1
前年同期		189	106	95	117	91	34	72	20	11	735			
対前年同期増減数		+113	+68	+14	+25	+90	+24	+20	+32	+4	+390			
増減率(%)		+59.8	+64.2	+14.7	+21.4	+98.9	+70.6	+27.8	+160.0	+36.4	+53.1			

※労働者死傷病報告による。

# STOP! 熱中症

## 令和3年5月～9月

# クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!








事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指数計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	<b>通気性の良い作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう!	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

## □ WBGT値の把握








JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP  
2

## 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP  
3

## 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### □ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましよう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しまししょう。



## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討している。	はいいいえ
	(2)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋外にいても必ずマスクを着用することを求めている。	はいいいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日(月～金曜日)

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999